

## 阿賀野市告示第24号

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年2月18日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自治会活動応援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、活動休止後5年経過していない事業は除くものとする。

第3条第1項第6号中「清掃・衛生活動」を「環境美化活動」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） コミュニティ活動

第5条中「10世帯」を「30世帯」に、「1万円」を「3万円」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。